

平成29年6月2日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所
所長 殿

福島第二原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 上原 壮夫

安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について(指導)

平成28年4月1日から平成29年3月31日に行われた、福島第二原子力発電所における安全文化醸成活動については、下記のとおり評価しましたので通知します。取り組み要請事項については、確実に実行されるよう求めます。

記

(取り組み要請事項)

1. 「コンプライアンス」「学習する組織」

・社員及び協力企業が、ルールの必要性を理解し、特にルールを遵守しなかった場合に生じる恐れのある安全や環境への影響を理解できるよう改善に努めて頂きたい。

2. 「変更管理」

・保守管理方式及び保守管理組織(グループ)の変更を実施する際、組織における責任の所在等が不明確とならないよう適切な管理の改善に努めて頂きたい。

(奨揚がふさわしい取り組み)

OE(Operational Experience)情報を毎日、福島第二原子力発電所モーニング・ミーティング、各グループ単位ミーティングで発表者を指名し、事例を紹介し、原因と対策及び現状の発電所の状況との比較等を実施し、原子力安全に関する知見を向上させている。また、紹介した事例が、トレイツ(健全な安全文化を体現するための日々の自己評価活動)のどの特性に関連するものかを判断し、参集者に周知している。開始から3年目を迎え、過去2年については、各国の原子力発電所のOE情報を研究し、平成28年度については、東京電力の各発電所等のOE情報を研究、活用している。

(総合所見)

安全文化・組織風土の劣化防止に係る取り組みについては、「平成28年度安全文化醸成活動計画」に基づき、計画どおりに実施されていること及び前年度の評価及び検査官要請事項である「マニュアルの改訂及び設備管理方式の変更により影響を受ける文書、業務の把握及び変更事項の反映並びに周知等、ルール変更時の変更管理の確実な実施を要請する。」に対して「マネジメントオブザベション」の中で「現場指導」及び「ルール不遵守に関する指導」により改善のプロセスを継続しており、計画に基づいた取り組みが行われ、改善傾向が見られると評価する。また、安全文化・組織風土の劣化兆候に係る評価については、引き続き、ルール不遵守による不適合が発生しており、さらに傾向を見るため継続した監視を必要と評価する。

以上